

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（かんがい排水事業）大下仲屋敷地区）を行うことについて平成22年5月13日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成22年5月27日から同年6月16日まで縦覧に供する。

平成22年5月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀